



# 青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

## 福岡県青色申告会連合会

発行人 会長 梅原 祐治

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40  
大樹生命福岡祇園ビル3階

TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

## いよいよ消費税が10%に! キャッシュレス・ポイント還元制度をご存知ですか?

いよいよ10月から消費税率が10%にアップします。今回はそれと同時にスタートするキャッシュレス・ポイント還元事業についてご紹介します。

キャッシュレス・ポイント還元事業とは、税率引き上げにより消費者の税負担が増えることに対し、少しでも負担が緩和されるよう、クレジットカードや電子マネーなどの決済方法で支払いを行った際に、最大5%のポイントが還元されるという国の政策になります。

### キャッシュレス・ポイント還元事業 (キャッシュレス・消費者還元事業) の概要

<期間> 2019年10月~2020年6月までの9か月間

<対象決済手段> クレジットカード・デビットカード・電子マネー・QRコードなど電子的な決済手段

<ポイント還元が受けられる対象店舗等> 加盟店登録している中小・小規模事業者

<還元率> 最大5%

### 消費者として利用するには

キャッシュレス決済といえば、その代表格はクレジットカードですが、その他にも、今では多くの人が利用している電子マネー(交通系のニモカ・SUGOCAや楽天Edy・nanaco・WAONなど※)や、最近では〇〇ペイのようなQRコード決済の種類がどんどん増え続けているのを見かけるかと思います。

10月から、このようなキャッシュレス決済で支払いをした場合に、原則として購買金額の5%(フランチャイズなどの店舗では2%)をポイントで還元してくれるという制度です。ただし、すべての店舗が対象となるわけではなく、上記にも記載のあるように加盟店登録をしている中小事業者の店舗が対象となります。対象店舗かどうかは  ←こちらのマークで確認できるようになっています。このマークを掲載している店舗のみが対象となりますので、お支払いの前にご確認ください。

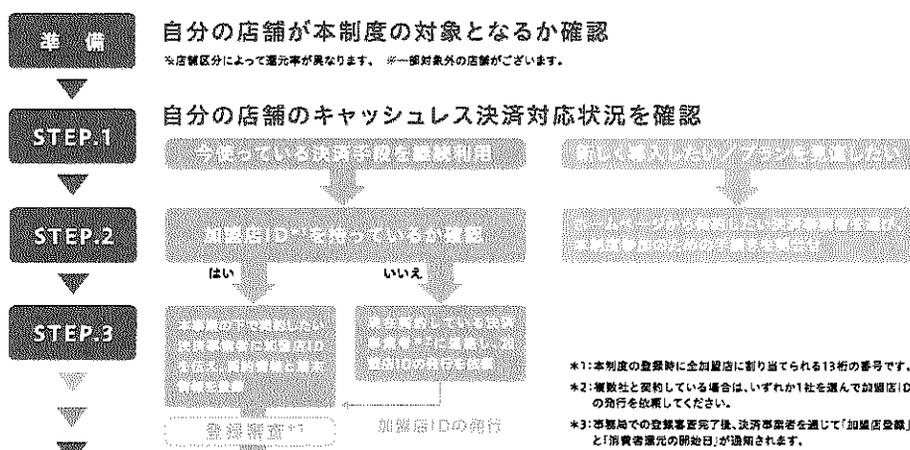
日頃は現金派の皆さまも、これを機にキャッシュレス決済をしてみたいはいかがでしょうか。

※交通系電子マネー「はやかけん」は、今回のポイント還元の対象外です。

### 事業者として利用するには

飲食店・理美容業・小売店などを営んでいる会員の皆さまの中には、キャッシュレス決済を導入している方も多くのことと思います。またネットショップを営んでいる方にとっては、キャッシュレス決済が欠かせません。そういった方は事前加盟店登録をして、キャッシュレス・ポイント還元事業に参加しないと、お客さんによっては「ポイントが付かないなら別の店を利用しよう」と思い来てくれなくなる…ということにもなりかねません。まだ手続きをしていない方は、10月以降でも2020年4月末までは加盟店としての登録が可能ですので、検討してみたいはいかがでしょうか。

### 登録までのステップ



※加盟店登録にあたり、開業届や確定申告書等の提出が必要となる場合があります。書類の紛失等で提出書類が見当たらない場合は当会までご連絡ください。

参考: <https://cashless.go.jp/>



加盟店登録への流れ

「キャッシュレス・消費者還元事業」の加盟店として登録完了!

# 消費税の届出書の提出はお済みですか？

消費税の申告には各種の届出書が必要です(令和2年分消費税課税事業者のために)

消費税の免税事業者の方であっても、消費税が還付される場合があります。来年以降、事業用償却資産等の資産(建物等)の取得を予定されている事業者の方は必ず事務局までご相談ください。届出がない場合には、消費税の還付が受けられなくなります。(課税事業者になるための届出提出期限は令和元年12月31日です)。(注2)

なお、平成30年分課税売上高が1,000万円を超えた事業者の方、または令和元年1月1日から6月30日まで(特定期間)の課税売上高と支払給与総額のいずれもが1,000万円を超えている方は、令和2年分は消費税の課税事業者となります。

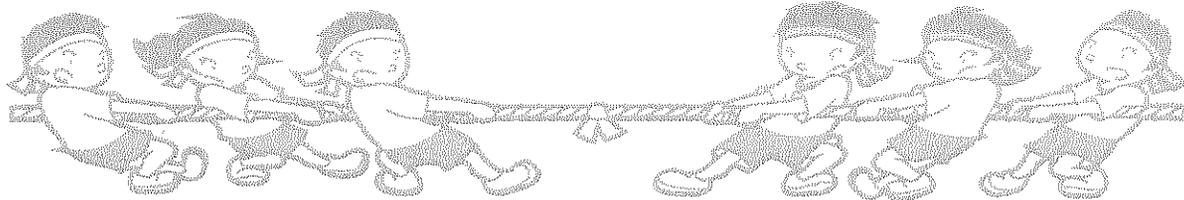
※この表は個人事業者のみに適用します。

届出が必要な場合	届出書名	提出期限等
基準期間における課税売上高(平成30年分)が1,000万円超となったとき、または特定期間における課税売上高及び支払給与総額のいずれもが1,000万円超となったとき	消費税課税事業者届出書	事由が生じた場合、速やかに提出する
簡易課税制度を選択しようとするとき(注1)	消費税簡易課税制度選択届出書	令和元年12月31日 (原則適用を受けようとする課税期間の初日の前日まで)
免税事業者が課税事業者になることを選択しようとするとき(来年以降、償却資産等の資産の取得を予定されている事業者は要検討)(注2)	消費税課税事業者選択届出書	令和元年12月31日 (選択しようとする課税期間の初日の前日まで)

(注1) 平成30年分の課税売上高が5,000万円以下の事業者に限ります。※一定の条件に該当する場合は、3年間は簡易課税制度を選択できません。

(注2) いったん課税事業者選択届出書を提出すると、事業を廃止するときを除き、2年間は免税事業者に戻ることはできません。

※一定の条件に該当する場合は、2年間ではなく3年間は免税事業者に戻ることはできません。



## 今月の相談日のお知らせ

税務相談  
10月7日(月)・17日(木)  
法律相談  
10月29日(火) 15時～

ご相談の方は事前予約制となっております。  
詳細は会場までお問い合わせください。

## 事業用資産を購入の際は お知らせください!

今月の会報に、「減価償却資産 異動表」を同封しております。増税前に高額なものを購入された方も多いのでは?と思います。10万円以上の事業用資産を購入した方は、確定申告の際に減価償却の計算が必要となりますので、必ず別紙「令和元年分減価償却資産 異動表」により10月31日(木)までに、FAXまたは郵送にてご連絡ください。ご協力よろしくお願いいたします。

なお、すでに当会までご連絡いただいている方に関しましては必要ありません。

予 今 月 の 行 事 日	行 事 予 定 日	行 事 内 容
	10月7日(月)・17日(木)	税務相談日
	10月29日(火)	法律相談日
	10月23日(水)～24日(木)	北部九州ブロック大会(北九州市) ※詳細は先月号掲載

# ふくおかNEWS

メール: info@aoiro-f.com  
H P: http://aoiro-f.com/  
Tel:092-283-7177 FAX:092-283-7176  
当会発信専用番号:070-5416-5221

## 編 集 後 記

いよいよ10月から消費税アップですね…先日はお忙しい中、消費税セミナーにご参加いただいた皆さま、ありがとうございました。記帳が細くなり大変かと思いますが、よろしくお願い致します。

話は変わりますが、最近事務所のドアをリニューアルしました♪以前より入りやすい雰囲気になっているのではないかと思います。皆さまのご来会お待ちしております!